

Yutaka East Youth Club（豊イーストユースクラブ）規約

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、「Yutaka East Youth Club（豊イーストユースクラブ）」（以下「YEY」という。）と称する。

（目的）

第2条 YEYは会員相互の親睦を深め、安全で安心して暮らすことができる住みよい地域づくり、青少年の育成のための活動することを目的とする。

2 YEYの運営は豊町東町会事務局青少年部（以下「青少年部」という。）が行う。

（事業）

第3条 YEYは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）豊町東町会の行事に参加すること。
- （2）地域の行事に参加すること。
- （3）その他目的の達成に必要な事業、行事を企画、実施すること。

（事務所）

第4条 YEYは青少年部に所属し、豊町東町会事務局に置く。

（区域）

第5条 YEYの地域は、豊町東町会区域、および、その周辺区域とする。

第2章 会員

（資格）

第6条 YEYの会員は、YEYの区域内の小学生から高校生をもって構成する。

（入会）

第7条 YEYへの入会は、青少年部に届け出るものとする。

2 会員は未成年者であることから、会員登録には保護者の承諾を必要とする。

（会費の納入）

第8条 YEYの会費は、1人年額1,200円とし、入会時の翌月までに納付するものとする。

2 年度途中で退会する場合でも、既に納付済の会費の返金はいりません。

3 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

（退会）

第9条 YEYを退会しようとするときは、青少年部に届け出るものとする。

（個人情報）

第10条 個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に則り厳格に管理する。

第3章 雑則

（雑則）

第11条 この規約に定めのない事項でYEYの運営に必要な事項は、豊町東町会規約に従う。

附 則

1. この規約の改正は、豊町東町会の執行役員の承諾をもって、青少年部が行う。

2. この規約は、令和2年4月11日から施行する。